

那智勝浦町地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意および地域密着型（介護予防）サービスの市町村域を超えた利用の同意についての基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する市町村の同意（以下、「同意」という。）等についての当町における基本的な方針を定めることを目的とする。

2. 同意を求める基準（那智勝浦町の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望する場合）

利用を希望する他市町村に所在する地域密着型サービス事業所（以下、「該当事業所」という。）が、利用を希望する当町被保険者（以下、「利用希望者」という。）の地域密着型サービスの利用に対する受け入れが可能であり、かつ、該当事業所の所在する市町村（以下、「所在市町村」という。）が該当事業所より利用に関しての事前相談を受けていることを前提とし、次の要件のいずれかに該当する場合のみ「町外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書（別紙）」を提出することで、町長より所在市町村に対し利用に関する指定又は利用の同意を求めることとする。

- （1）利用希望者が町内の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難である場合（例：町内に同種のサービスが存在しない、災害又は虐待の恐れ等の理由、町内の同種サービスにおいて定員の空きがない等）。
- （2）その他町長が同意を求めることが適当と認める場合。

3. 同意を行う基準（他市町村の被保険者が那智勝浦町の地域密着型サービスの利用を希望する場合）

他市町村の長から当町に所在する地域密着型サービス事業所（以下、「当町事業所」という。）の利用のため指定又は利用の同意を求められた時は、次の要件（1）～（5）の全てもしくは（6）に該当する場合のみ同意を行うものとする。

- （1）当町事業所が開設から1年以上経過していること。
- （2）当町事業所を利用する他市町村の被保険者の割合が概ね2割以内であること。
- （3）当町事業所に空きがあり、利用待機者もないこと。
- （4）当町事業所がサービスの利用について内諾していること。
- （5）上記2－（1）に適合する場合等、当町事業所を利用することについて止むを得ない理由があること。

(6) その他、町長が必要と認めた場合。

4. 他市町村から転入した者による町内地域密着型サービス事業所の利用

以下に掲げる地域密着型サービスについては、他市町村から転入した者による利用を転入後3カ月以上経過した者に限ることとする。

ただし、当該サービスの利用が早急に必要と認められる特別な事情があると町長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

附 則

この方針は令和2年1月1日から適用する。

(基本方針に関する留意事項)

- ・指定に係る同意については、「利用者単位」で行われます。そのため、過去に他市町村（または当町）から同意や指定が済んでいる地域密着型サービス事業所であっても、利用者が異なる場合はその都度、同意の手続きが必要となります。（指定申請に関してはその都度行う必要はありません）
- ・住所地特例対象施設に入居等をされている他市町村の被保険者については3の(2)に記載されている他市町村の被保険者の数に含めないこととします。